

浜管ネット通信

URL: <http://hamakan-net.com>

今年も明るく、楽しく取組みます！

会長 加藤壽六

明けましておめでとうございます。

管理組合の皆様、マンション管理を支えてくださっている管理会社、各種専門業、設計事務所の皆様、明るい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

管理組合理事会は基本的には、総会で負託されたことを実行する機関です。理事の皆様が、今年も建物管理、設備管理、組合員や住民が楽しく安心して過ごすことができる環境の整備にご活躍くださることを祈念申し上げます。

さて、昨年29年5月30日に個人情報保護法が施行されました。今年、30年6月15日には住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法（以下、民泊）が施行され、3月15日から届出の受付が始まります。

個人情報保護に関する方針の策定や民泊についての規約・細則の改定はお済でしょうか。何れも総会の決議が必要です。多くの管理組合の総会は4月～6月に開催されますが、民泊については3月15日の届出開始までに規約・細則の改定が間に合わない場合も想定されます。理事会決議などで管理組合の意思を明確にしておくなど、速やかな対応が求められます。

個人情報保護法は1名以上の名簿等の情報があれば規定などを設け、運用することが義務づけられました。

①情報の取得、②情報の保管、③情報の提供、が主な骨子です。横浜市では「自治会・町内会向け個人情報取扱い手引き」を発行し、詳しく解説しています。「自治会・町内会」を「マンション管理組合」と読み替え、その中の、個人情報取扱ルール（例）を参考に規定（細則）の作成をお奨めします。

住宅宿泊事業法（民泊）は簡単に言うと、行政（横浜市）に届出をするだけで「マンションでも宿泊料を受けて、住宅に不特定な人を、1年間で180日を超えない範囲で宿泊させる事業」をいいます。管理組合が民泊を「認める」か「禁止する」か、届出開始までにその意思を明確にしておく必要があります。特に「禁止する」場合であって、総会決議に間に合わないときは、とりあえず理事会で決議しておき、「民泊禁止を理事会で決議したこと」を組合員に周知しておくことが必要です。民泊を認めないと明確にすることで、違法な民泊の抑制になり、後々のトラブルを防ぐこととなります。

本年も浜管ネットは管理運営のお手伝いをいたします。共に進めてまいりましょう。

CONTENTS

- 1p 年頭挨拶「今年も明るく、楽しく取組みます」会長 加藤壽六
- 2p トピック『最高裁、理事会決議で理事長職の解任を認める』（編集部）
- 3p 浜管ネット出張講座のご案内（メニュー紹介）総務委員会
- 4p Report『熊本地震災害復興のために』理事 阿部一尋
- 5p 『わかりやすい大規模修繕工事第13回最終回』内田修司（技術者部会）
- 6p7p 『イベント報告』
 - ①防災セミナー『地震保険を徹底的に考える』
 - ②『脱！結露・漏水』
 - ③『設備改修シリーズ第30回』電気設備改修工事と機械式駐車場のメンテナンス
- 8p 『事務局からお知らせ』

トピック～最高裁、理事会決議で理事長職の解任を認める～

【注目の判決】

管理組合理事長を理事会役員多数決で解任できるかどうかを巡って争われていた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷は17年12月18日、福岡高等裁判所に差し戻す判決を言い渡しました。



原告側の決議無効確認請求を認めた昨年10月の福岡高等裁判所判決が見直される可能性が高くなりました。

この判決に先立ち、法廷で意見を述べた中島繁樹弁護士は、理

事長職を解くのに総会決議が必要だとすると「任期途中で交代は実現できない」こと、また「理事長が（自らが解任される議案の）総会招集もしないだろう」と言及し、「理事の互選により選ばれた理事長であれば、理事会の多数で解任できるのが当然」と主張していました。

【事案の概要】

理事長を理事会決議で解任したのは久留米市のマンション。その後、理事長は総会において理事も解任されるが、この元理事長は、理事会決議、総会決議等の無効を求めて2014年に提訴していた。

2016年3月、福岡地裁久留米支部判決はこの元理事長の主張を認め、管理組合側が敗訴、つづいて10月4日、福岡高裁でも敗訴。

福岡高裁判決では「いったん選任された役員を理事会決議で解任することは予定されていない」と「役職を理事長から単なる理事に変更することを内容とする理事会決議は無効」とする一方、「これと一体とされてきた新理事長の選任の決議も無効」と結論付けていた。

【最高裁の判断】

最高裁第一小法廷は、福岡高裁の判断は是認できないとして以下の理由を挙げている。

1)「区分所有法によれば、・・・規約に別段の定めがない限り、集会の決議によって、管理者を選任し、または

解任することができる」とされている(25条1項)。そうすると、区分所有法は、集会の決議以外の方法による管理者の解任を認めるか否か及びその方法について区分所有者の意思に基づく自治規範である規約に委ねているものと解される。」

2)総会で選任された理事に対し、原則として、その互選により理事長の職に就く者を定めることを委ねるものと解される。そうすると、このような定めは、理事の互選により選任された理事長について理事の過半数の一致により理事長の職を解き、別の理事を理事長にさだめることも総会で選任された理事に委ねる趣旨と解するのが本件規約を定めた区分所有者の合理的意思に合致する。」と述べて、理事の過半数の一致により理事長の職を解くことができると解するのが相当であると判断しています。

以上の論旨から、原審の判断には明らかな法令違反があると、原審に差し戻す決定をしました。

【浜管ネットの考え方】

この判決は、今まで解釈が明確でなかった、いわゆる「グレーゾーン」として扱われてきた分野に、今回、最高裁の判断が示されたことから、議論に終止符が打たれるであろうことが期待されます。

しかしながら、この判決を根拠に、理事会における意見の相違をなんでも多数決で決着をつける運営が果たして正しいかどうか。みだりに乱発しない運営を心がけて欲しいと思います。

できるだけ理事の全員一致を目指すか、または管理者である理事長の反対する議案は「継続審議」にするなどの配慮があつてしかるべきではないかと考えます。

しかし理事長は、もし理事長が少数派になっても理事長権限だといってごり押しをしないことなどが求められます。

ただでさえ理事のなり手が不足している現状を考えると、この判決の影響力は決して小さくないと考えられます。理事が委縮しないように抑制的に運用されることを願っています。【編集部】

私たちが甦らせました。住まいを支える技術のサクラ



1,300
管理組合

6,600棟

23万戸
の実績

※30年間で積み上げた実績

マンションの大規模修繕工事から公共施設の改修まで人と歴史に貢献する企業です。

本社 〒235-0021 横浜市磯子区岡村7-35-16
TEL : 045-753-5000 FAX : 045-753-5836

環境フィニッシュアップ
株式会社 サクラ

浜管ネット出張講座のご案内 ご活用ください

(1) 出張講座とは

- ・出張講座とは「1回2時間程度、ご希望いただいた管理組合へ経験豊富な浜管ネットのスタッフが伺いし、テーマに沿った内容についてお話しさせていただく事業」です。
- ・開催条件として「5名以上が集まること、会場を確保していただくこと」です。
- ・現在、下記メニューを用意しています。役員研修会、専門委員会等でご活用ください。

(2) 出張講座メニュー

①役員研修会向け

講師：前田映子 [理事・管理運営部会]

テーマ (i) 「議案書から見るマンション管理の1年」

テーマ (ii) 「マンションの管理運営について(今、何が問題か)」

テーマ (iii) 理事の心得、役割

テーマ (iv) 監事の心得、役割

②大規模修繕工事

講師：尾崎京一郎 [理事・技術者部会]

テーマ (i) 「大規模修繕工事、見積書の取り方、読み方」

テーマ (ii) 「大規模修繕工事 竣工(工事完成)に向けて管理組合が知っておきたいチェックポイント」

講師：島村利彦 [理事・技術者部会]

テーマ (i) 第3回目の大規模修繕工事实施の注意事項

テーマ (ii) 建物に永く住まうために

講師：高森慎司 [専門業部会]

テーマ：目で見える大規模修繕工事 (ビデオ)

③マンション復旧・建替え等

講師：阿部一尋 [理事・技術者部会]

テーマ (i) 「専有部分と共用部分の維持管理一區別と境界」

テーマ (ii) 「マンションの復旧と建替え」

④設備改修工事

講師：町田信男 / 伊藤和彦 [理事・技術者部会]

テーマ (i) 専有部分の配管類等更新工事

テーマ (ii) 直結増圧給水方式について

⑤長期修繕計画

講師：星川晃二郎 [顧問・技術者部会]

テーマ (i) 長期修繕計画について

⑥管理組合の高齢化と高経年化、無関心

講師：吉村順一 [理事・管理運営部会]

テーマ (i) 役員のなり手がいない

～数年後に慌てないための備え～

⑦民泊

講師：加藤壽六 [会長・総務委員会]

テーマ (i) 住宅宿泊事業法(民泊新法)について

(3) 料金

- ・会員管理組合は、1回目無料、2回目以降5,000円(1回)ご負担をお願いします。
- ・非会員管理組合は、入会后ご利用いただけます。

(4) 申込み

- ・メニュー(講師とテーマ)を指定して、事務局へ電話またはメールでお申込み下さい。
- ・簡単なヒアリングと必要書類の提出をお願いすることがあります。

(事務局、総務委員会)

SPACE is VALUE 価値ある空間へ


マンション全ての工事にお応えします。

近年、増加しているマンションの複合工事。
例えば、大規模修繕と給排水設備改修や耐震補強、外構改修など。
弊社が培った新築・土木・リニューアルの技術と経験を最大限に発揮して、
マンションに関するあらゆる工事にお応えいたします。

日成ビルドグループ/総合建設業

株式会社NB建設

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町5番地1横浜クリエーションスクエア(YCS)10階
☎ 045-451-8920 (代) FAX 045-451-8928 <http://www.nb-const.co.jp/>



【REPORT】熊本地震～災害復興のために～

阿部一尋（管理運営部会）

11月11日熊本市で日本マンション学会のシンポジウムが開催され聴講してきました。

【被害の状況】



1年半経過しても住民は避難したまま。

地震発生後約1年半を経ているがまだ避難し復旧できていないマンションが多数あります。

平成28年4月14日と16日の2回、震度7の大地震が発生して、熊本市内マンションも大きな被害を受けました。分譲マンション約750棟のうち全壊19棟、大規模半壊24棟、半壊158棟、一部損壊429棟、計630棟（市発行罹災証明による状況・2017年10月現在）となっていて84%のマンションが被害を受けています。

【復旧の問題点】

すでに復旧工事を終えているものもありますが、復旧工事未着手や解体か復旧かの方向が定まっていなかったところもあります。復旧に向かう上での問題点、課題を探りました。

被災直後は応急危険度判定により余震による倒壊等の危険性の判断が行われます。その後、行政からの支援を受けるため罹災証明の発行を受けます。

首都圏では避難所へは戸建住民が優先されます。

避難せずマンションに住み続けるにはライフラインの復旧が問題となります。熊本の場合、かなり早い復旧がされましたが、東日本大震災では電気95日、水道90日、ガス55日もかかっています。

【支援制度と問題点】

建物の当面の修理のためには応急修理制度があり、住まいが半壊以上の被害を受けた世帯に最大52万円が支給されます。マンションでは専有部分や共用部分に使えます。災害救助法により国と都道府県が負担しますが、しかし判断基準が戸建住宅中心でマンションに合わないことがあり、また管理組合の認識が薄くあまり利用されていないようです。

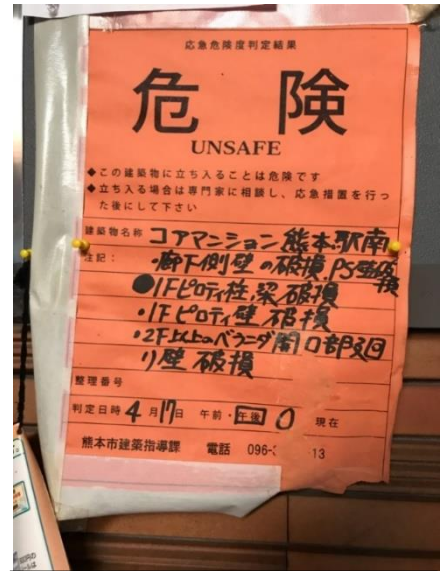
【復旧と合意形成】

その後の本格的復旧には区分所有者の合意が必要となります。専門家による「被災区分判定」を踏まえ、復旧費用

がどの程度かかるか、工事期間がどの程度か分かなければ合意は難しいでしょう。福岡大学の古賀教授は過去の大震災に際しても復旧について支援されてきました。階高が変化していなければ治せますと力説されています。安易に解体、建替えを選ぶのは問題でしょう。

古賀教授によれば診断費用は最大で20万円、復旧費用は戸当たり7万円から168万円との試算を示されています。解体、建替えを選んだ団地の例では戸当たり1500万円の建替え費を追加負担しなければならないと試算されています。

マンションの復旧決議は区分所有法で「1/2以下の小規模減失では過半数、1/2を超える大規模減失では3/4の賛成」が必要です。政令で定める災害（東日本や熊本等）では被災マンション法で再建、取壊し、敷地売却等4/5で決議できます。復旧に向かうためには区分所有者間の意思疎通が重要で、普段のコミュニティ活動が重要です。



応急危険度判定の張り紙（地震発生翌日に貼られた。）



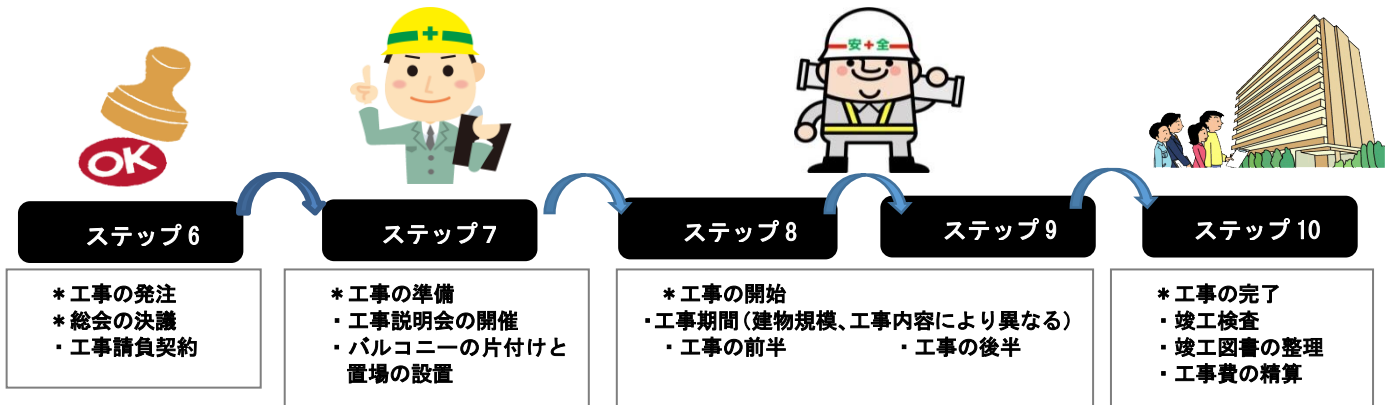
伊勝の大規模修繕 建物リニューアルは、新しい価値を創造します。
激動する社会に対応する技術、そして情熱。

IKATSU

〒230-0052 神奈川県横浜市鶴見区生麦1-5-3
TEL045-502-1604 FAX045-521-0287
<http://www.ikatsu.co.jp/>

内田修司（一級建築士・技術者部会）

ステップ10は、工事の完了の説明です。
 工事の最後に最終の竣工検査、竣工図書引渡し、アフターケア体制の文書による説明を受けます。



■完了検査

長かった大規模修繕工事もいよいよ完了です。検査方法については前回「ステップ9の各種検査項目」に記述されているように、完了検査は足場解体前と足場解体後の2回行います。契約書の仕様内容が適切に行われているか、不具合ヶ所が有るかどうか確認する事が必要になります。

設計監理方式の場合は、完了検査を含めて委託していますので、監理者検査後、監理者立会のもと管理組合（理事会、修繕委員会）が検査することになります。それぞれ不具合ヶ所が有れば引渡し前に処理しておきます。バルコニー側は居住者にも完了検査をして頂き指摘事項が有れば手直し完了後に各居住者の完了確認印を受領してから、足場を解体します。

工事の引渡しは、完了検査で指摘事項が無い時、又は指摘された事項の手直し完了確認検査に合格した時以降で、工事完了届等主要書類の引渡し時点を工事引き渡し日とします。

■完了検査後の引渡し書類（竣工図書）

大規模修繕工事が終わり、工事の引き渡しを受けた日、あるいはその後に、全ての引渡し書類をまとめた竣工図書の引渡しがあります。今後大規模修繕工事は、一定の期間に繰り返し実施することになりますので、今回の工

事に係る書類は、次回の大規模修繕工事の為に貴重な資料となります。引渡し書類を見ると過去の仕様や施工状況がわかるので、時間をかけて施工会社から説明を受けましょう。

■引渡し書類の種類例（竣工図書）

- ・ 工事完了届・工事引渡書
- ・ 工事請負契約書・内訳書・現場説明質疑応答書のコピー、実数精算書・追加、変更工事内訳書
- ・ 工事工程表 全体工程・各週三週工程表
- ・ 定例会議議事録及び三者合同会議議事録
- ・ 実数精算項目増減表及び図面（仕様書に基づく実数精算項目）
- ・ 住戸配布チラシ・住戸アンケート（ベランダ内完了工事確認押印済書）
- ・ 保証書（仕様書に記載されている項目）
- ・ 色彩計画一覧表
- ・ 使用材料出荷証明書及び製品検査証明書・安全データシート
- ・ 各種図面（設計者図面及び施工会社による施工図）
- ・ 各種材料カタログ・使用材料リスト
- ・ 工事記録写真（着工前・施工時（各工程毎）・施工完了）
- ・ アフターケア内容・体制表・工事協力業者リスト（電

弊社では緑地の資産価値を高めるための提案をし、より良い住環境の創造をめざしています。

〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町2257
 TEL 045-941-4764 fax 045-941-8774

株式会社 牧野造園



話番号記入)

- ・その他必要に応じた書類
- ・上記主要書類の電子ファイル (PDF)

以上大規模修繕工事に関わる書類になります。管理組合役員が変わっても、今後何か不具合が発生した場合、この図書により対処することになります。大切に書類を保管してください。

■アフターケア

定期点検として、仕様書に記述してある保証期間内の期間中、引き渡し後1年、3年、5年、10年目などに、

定期点検を行い管理組合に報告書を提出することとなります。1年目では、施工会社は自主点検だけでなく、全戸アンケート調査を行い、完全を期すようにします。保証期限内に不具合が発生した場合には無償にて補修することになります。アフターケアの連絡先を書類にて受領しておきましょう。(完)

イベント報告1

11/14 防災セミナー (17年度第2回)

《地震保険を考える》入ろうか、入るまいか迷っている管理組合へと題して、かながわ労働プラザでセミナーを行った。講師は、一般社団法人日本損害保険協会の竹井直樹氏。

横浜では、今後30年間に震度6以上の地震に見舞われる可能性が81%といわれており、管理組合も防災対策が急務となっている。

万一、建物に損傷を受けた場合、その復旧費用はどこから捻出するか、熊本地震の被害(既存マンションのほぼ8割が被災)を考えると「無傷で無事」と考えるのは楽観的すぎる。

実際、熊本でも地震保険で復旧費用が賄えたマンションは復旧が早い。

管理組合では地震保険に「入るべきか、入るまいか」居住者の意向をアンケートし、理事会や総会で議論して賛否を問うておくことが大切だ。被災したときの復旧費用は巨額になる。一時負担ではとても合意形成できないと考えておきべきだ。

損害の程度	建物 損害の程度	認定基準 家財	支払われる保険金の額
全損	主要構造物の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険額の100% (時価額が限度)
	消失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造物の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の80%未満、60%以上	地震保険額の60% (時価額の60%が限度)
	消失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造物の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%未満、30%以上	地震保険額の30% (時価額の30%が限度)
	消失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造物の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%未満、10%以上	地震保険額の5% (時価額の5%が限度)
	全壊・大半損・小半損に至らない場合床上浸水または地盤面から45cmを」超える浸水		

しかし、地震保険への加入は任意。加入しないときは被災時の費用負担も議論しておくべきだろう。

やはり「困難なことは考えたくない」という心理が働くから、この種の議論はなかなかできないのが現実だ。そうなるともう想像力の問題になる。豊かな想像力を働かせることができる素地、つまり日頃から防災のことを考える環境こそが大切だといえる。

※ 建物の場合は、基礎、屋根、外壁など損害割合で認定。家財の場合は食器類、電気器具類、家具類などの損傷状況から全体の損害割合を認定

マンション大規模修繕 建物を元気に、人を笑顔にする

RenoHappia changed from WB **リノ・ハピア株式会社**

仮設工事 | 下地補修工事 | 外壁剥離・剥落防止工事 | 塗装工事 | 耐震補強工事 | ドア・サッシ交換工事 | 外断熱工事

〒145-0062 東京都大田区北千束3-1-3 URL: <http://www.daikibo.net/>

☎0120-27-0451 **リノ・ハピア** 検索

イベント報告2

11/15 脱！結露・漏水

「あなたのマンションは大丈夫ですか？パートII」

結露が発生する条件

「湿気」が多い=湿度が高い

湿気は溜まる、留まる、流れる、移動する

- 換気をしていない部屋
- キッチンや浴室につながっている部屋
- 洗濯物の部屋干し
- 石油ストーブやガスファンヒーターを使用
※石油やガスが燃えると水蒸気が発生します
- 加湿器による過度の加湿



「温度」が低い

住まいの中の温度は場所によって違う

- 窓枠や窓ガラスなど、外の空気に影響される場所
- 押入や家具の後ろなど、暖房の熱が届かない場所



11月15日、建築分科会Cグループがかながわ労働プラザで行ったセミナーの報告です。

講師は、藤井氏(株)カシワバラ・コーポレーション)、遠山氏(株)ヨコソー)、実川氏(株)ラクシー)、高田氏(YKKAP(株))、尾崎氏(カスタージャパン(株))の各氏。

結露のメカニズムは、湿気が多い、温度が低いだけとは限らない、と単純ではない。

さらに結露は、漏水とも間違えられやすい。

窓やカーテンはときどき開けてみる、炊事の際は換気を、など住まい方の工夫で結露は軽減できる。

一方、漏水は原因の特定が難しい。

一般的な漏水調査としては、「水張り試験」や「散水試験」がある。屋上などではガス調査方法や電気抵抗試験などがあり、外壁には「調査管方法システム」(色水試験)などが試みられているようだ。

いずれも10万~60万円ほどの費用が掛かる。

管理組合は、「漏水」は厄介だ。放置すると生活環境を著しく損なうし、人間関係にもひびが入ることもある。漏水は、建物の劣化のシグナルだと考えて迅速に対応しなくてはならない。建物全体の劣化診断を行って修繕の方針を決める必要もありそうだ。

最後に、本日のセミナーの総括を島村利彦技術者部会長(株)英総合企画設計)が務めた。

イベント報告3

11/29 設備改修シリーズ第30回

「事例で学ぶ電気設備改修と機械式駐車場のメンテナン

電気設備改修工事はとてもめずらしい。冒頭、技術者部会の石川裕子氏が電気設備の概要をわかりやすく説明。

電気設備は「単相二線式」とか「三線式」など、素人には実に分かりにくいから、図を示して説明してもらい、何とか理解できた。

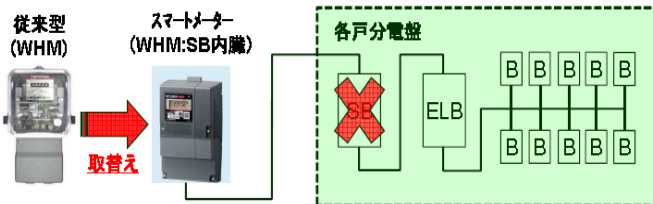
機械式駐車場の種類は二段式から多段式まで多様だ。

維持管理の方法と費用について詳しく説明があり、長期保全計画の必要性をよく理解することができた。

1-2マンション電気設備の幹線設備について【専有部】

③スマートメーターについて

スマートメーターは毎月の検針業務の自動化やHEMS等を通じた電気使用状況の見える化を可能にする電力量計です。注)電力会社を変える場合には必ず交換が必要。



WHM:積算電力計
SB:サービブレーカー
ELB:漏電ブレーカー
B:安全ブレーカー

※セミナー資料の入手は、浜管ネットのホームページ「浜管ネットの会員サイト」から行うことができます。閲覧とダウンロードが可能です。

会員限定ですので、パスワードを入手してご利用ください。

パスワードは事務局へお問い合わせください。



マンション給排水管のリニューアルから大規模修繕工事まで全てお任せ下さい

川本工業株式会社

リニューアル事業部

〒231-0026 横浜市中区寿町2丁目5番地の1
TEL:045-662-2759 FAX:045-662-2780
<http://www.kawamoto-ind.co.jp/>

～ 事務局からお知らせ ～



新年明けましておめでとうございます

本年も変わらぬご支援をどうぞ宜しくお願いいたします。
今年も浜管ネットはチーム一丸となって頑張ります！

【イベント情報】・浜管ネット CPD セミナー

民泊新法・・規約改正していますか？

個人情報保護法・・個人情報取扱い規定作成していますか？

第一部 「急ごう 民泊を禁止する場合の規約改正」

講師： 鈴木治（浜管ネット副会長）

第二部 「個人情報保護法取扱い規定について」

講師： 加藤壽六（浜管ネット会長）

日時： 2018年1月26日（金）

時間：18：30～20：30（受付18時10分から）

場所：かながわ県民センター1501会議室

定員：40名（要予約：先着順）

費用：資料代1,000円（浜管ネット会員 無料）

不適切コンサルタントにどう対処しますか？

第一部 「マンション改修業界を歪める不適切コンサル」

講師： 柴田幸夫氏

（一般社団法人マンションリフォーム技術協会会長）

第二部 「不適切コンサルについて意見交換会」

日時： 2018年2月7日（水）

時間：18：18～20：30（受付18：10より）

場所：かながわ労働プラザ 第3会議室

定員：40名（要予約：先着順）

費用：資料代：1,000円（浜管ネット会員 無料）

第26回 浜管ネット 無料法律相談会

日程： 2018年3月3日（土）10：00～13：00

会場：かながわ県民センター 702号室

（無料法律相談を受けるには事前に浜管ネットにて定期相談を受ける必要があります。）

大規模修繕工事 見積書の読み方 PART4

予算超過の可能性を検証する

日時：3月28日（水）

18時30分～20時30分（受付18時00分より）

個別相談会は20時から

場所：川本工業株式会社 8階 会議室

費用：会員 無料、一般 1,000円（資料代）

詳しくは浜管ネット事務局へお問い合わせください。

【電子文書保管】

★浜管ネットでは、会員管理組合の電子文書の保管を行っております。

規約、パンフレット、議案書、設計図書等は相談を時に必要です。浜管ネットに郵送していただければPDFファイルにして保管いたします。ぜひお問い合わせください。

設計図書等の文書が紛失した場合、大規模修繕時に再度設計図書を作成するなどの費用が発生します。

現在どのような文書がどこに保管されているのかぜひ確認してみてください。

【無料定期相談】のご案内

- ・ 土曜日13時～16時まで（ソフト系・ハード系）
- ・ 申込のフォーマットはホームページからダウンロードできます。事前申込制です。
- ・ **会員のみなさまへ**
 - ・ 土曜日の来所が困難な場合（または緊急を要する場合）月、火、木にソフト系（マンション管理士が担当）相談を受け付けます。
 - ・ ハード系（一級建築士が担当）相談は打合せの上、日程を決めます。
 - ・ メールでの相談は随時受け付けております。

特定非営利活動法人

横浜マンション管理組合ネットワーク

〒224-0001 横浜市都筑区中川1-4-1ハウスクエア横浜3階

☎ 045-911-6541 fax 045-910-0210

URL: <http://hamakan-net.com>

✉ office@hamakan-net.com

事務局：月、火、木、金、土 10：00～16：00

電車でご来場の方 … 横浜市営地下鉄ブルーライン「中川駅」から徒歩2分

車でご来場の方 … 第三京浜「都筑インター」から約10分、東名高速「川崎インター」「横浜青葉インター」からそれぞれ約10分

